

お知らせ

企業版ふるさと納税 ご寄附いただいた企業を紹介します

市で取り組む「大船渡市デジタル田園都市国家構想総合戦略」の推進にあたり、ご寄附をいただきました。「おおふなと版窓口DX(行かない窓口)事業」「大船渡アスリート応援団事業」「大船渡市こども家庭センター運営事業」に大切に活用いたします。

●株式会社 アシスト(東京都千代田区)



<HPリンク>



当社は、デジタル技術の進化を最前線で活用し、小規模企業が市場で成功を収めるための確固たる基盤を構築することを使命としています。ホームページ制作、SEO対策、アプリ開発、SEO対策、そしてインフルエンサーマーケティングなど、多岐にわたるサービスを提供し、各企業の独自の課題に対して最適な解決策を提案します。

●株式会社 ゼン(岩手県陸前高田市)・株式会社 KAKUCHI(岩手県一関市)



<HPリンク>



ZENグループは1928年創業の角地美容室の「正直に」「新しいものはイイものだ」を基本姿勢とし、正しい情報知識と新しい技術をもって地域のお客様のヘアスタイル作りに役立ちたいを目指してまいりました。さまざまな情報が飛び交う現在においても、その原点を忘れることなく、お客様そして地域に貢献できる会社でありたいと願い、努力を続けてまいります。

●株式会社 村上冷凍空調設備(岩手県陸前高田市)



<HPリンク>



当社は、昭和57年の創業以来、気仙管内を中心に冷凍・冷蔵設備、空調設備、住宅設備などの設計・施工・保守・修理等を行っています。業務用から一般家庭まで幅広く対応しています。

お客様に寄り添い、環境に適した設備の提案を心掛け、社員一同技術サービスの向上に努めています。豊富な実績、信頼の技術とお客様を大切にする心を経営理念に掲げ、地域社会に貢献していきます。

お知らせ

「高齢者交流サロン」「認知症カフェ」の運営経費を助成します

区分	高齢者交流サロン	認知症カフェ
運営費	上限1,000円/回	上限2,000円/回
会場使用料	上限8,000円/回	上限3,000円/回
備品購入費	上限50,000円(※)	—

※週1回以上活動する場合に1回のみ申請可(過去に補助を受けた場合は申請不可)

▶補助対象＝市内で「高齢者交流サロン」または「認知症カフェ」を運営する団体や個人

▶補助要件＝以下を全て満たす場合

・月1回以上かつ1回につき2時間以上の活動

●運営スタッフの配置

※認知症カフェの運営スタッフは、認知症サポーターや保健・医療・介護などの専門知識を持つ人であること

●活動日誌の作成

場集まりやすく、継続して開催できる場所(地区・地域公民館、個人宅など)

▶その他

●食糧費は補助対象経費となりません。

●他の補助金を受けている場合は、申請できません。

●事前に申請内容を相談してください。

申問地域包括ケア推進室(☎26・2943)

お知らせ

軽自動車税(種別割)納税通知書を発送します～6月2日までに納めましょう～

令和7年大船渡市大規模林野火災で廃車が間に合わなかった場合

上記の林野火災の影響で軽自動車などの廃車手続きが間に合わず納税通知書が届いた人は、税務課までご連絡ください。

障害のある人を対象とした減免制度があります

日常生活で歩行が困難な身体障害者、精神障害者または知的障害者、もしくは身体障害者の家族が運転する軽自動車などは、次の①または②の要件のいずれかを満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

※減免する軽自動車などは1台に限ります。

※県税の自動車税(種別割)と併せて減免を受けることはできません。

▶減免申請に必要な書類

●軽自動車税減免申請書

●軽自動車税(種別割)納税通知書

●自動車検査証

●運転免許証またはマイナ免許証

●身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳

●納税義務者の個人番号が確認できる書類

申5月30日(金)まで※期限厳守

問税務課諸税係(☎内線153)

①所有者および運転者の要件

区分		所有者	運転者
身体障害者	18歳以上	本人	●本人 ●生計同一者(本人の通学、通院のため継続して月1回以上運転) ●常時介護者(本人の通学、通院のため継続して週3日以上運転)
	18歳未満(※)	本人または生計同一者	
精神障害者または知的障害者		本人または生計同一者	

※令和7年4月1日時点で18歳未満の人

②構造の要件

区分	構造の要件
身体障害者、精神障害者または知的障害者が利用するための構造になっているもの	●車椅子の昇降装置または固定装置を装備 ●浴槽を装備

お知らせ

固定資産税納税通知書の送付と固定資産課税台帳の縦覧・閲覧について

令和7年度の固定資産税納税通知書は、5月8日(木)に発送します。また、固定資産課税台帳の縦覧・閲覧を次のとおり実施します。



詳細はこちら

区分	縦覧	閲覧
期間	5月1日～6月2日	通年(5月1日～)
場所	本庁税務課	本庁税務課、三陸支所、両出張所
対象	土地・家屋の価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳
対象者	納税義務者	納税義務者、借地人など
手数料	無料	1通300円 ※縦覧期間内は無料

問税務課資産税係(☎内線140、155、156)

●費用の記載がないものは無料です。

●申し込み方法の記載がないものは申し込み不要です。

時…日時・期日・期間 場…場所 対…対象 内…内容 定…定員 ヲ…料金 持…持ち物 申…申込先・予約 問…問い合わせ先